

## 【表紙】

|                                          |                    |
|------------------------------------------|--------------------|
| 【提出書類】                                   | 訂正有価証券届出書          |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿            |
| 【提出日】                                    | 2022年6月20日提出       |
| 【発行者名】                                   | 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社      |
| 【代表者の役職氏名】                               | 取締役社長 横川 直         |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号 |
| 【事務連絡者氏名】                                | 伊藤 晃               |
| 【電話番号】                                   | 03-6250-4740       |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | 三菱ＵＦＪ チャイナオープン     |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | １兆円を上限とします。        |
| 【縦覧に供する場所】                               | 該当事項はありません。        |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年12月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

## １【ファンドの性格】

## （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

## &lt;更新後&gt;

当ファンドは、信託財産の積極的な成長を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、1,500億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類       |
|---------|--------|-------------------|------|------------|
| 単位型     | 国内     | 株式                | MMF  | インデックス型    |
|         | 海外     | 債券                | MRF  |            |
| 追加型     | 内外     | 不動産投信             | ETF  | 特殊型<br>( ) |
|         |        | その他資産<br>( )      |      |            |
|         |        | 資産複合              |      |            |

## 属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替<br>ヘッジ | 対象<br>インデックス | 特殊型        |
|--------|------|--------|---------------|-----------|--------------|------------|
| 株式     | 年１回  | グローバル  | ファミリー<br>ファンド | あり<br>( ) | 日経２２５        | ブル・ベア型     |
| 一般     | 年２回  | 日本     |               |           |              |            |
| 大型株    | 年４回  | 北米     |               |           | TOPIX        | 条件付運用型     |
| 中小型株   | 年６回  | 欧州     | ファンド・         | なし        |              |            |
| 債券     | (隔月) | アジア    | オブ・           |           | その他<br>( )   | ロング・       |
| 一般     | 年１２回 | オセアニア  | ファンズ          |           |              | ショート型／     |
| 公債     | (毎月) | 中南米    |               |           |              | 絶対収益       |
| 社債     | 日々   | アフリカ   |               |           |              | 追求型        |
| その他債券  | その他  | 中近東    |               |           |              | その他<br>( ) |
| クレジット  | ( )  | (中東)   |               |           |              |            |
| 属性     |      | エマージング |               |           |              |            |
| ( )    |      |        |               |           |              |            |
| 不動産投信  |      |        |               |           |              |            |
| その他資産  |      |        |               |           |              |            |
| ( )    |      |        |               |           |              |            |
| 資産複合   |      |        |               |           |              |            |
| ( )    |      |        |               |           |              |            |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

|         |                       |                                                                                                            |
|---------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 単位型                   | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。                                                        |
|         | 追加型                   | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。                                                      |
| 投資対象地域  | 国内                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                     |
|         | 海外                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                     |
|         | 内外                    | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                        |
| 投資対象資産  | 株式                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                        |
|         | 債券                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                        |
|         | 不動産投信（リート）            | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                               |
|         | その他資産                 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                        |
|         | 資産複合                  | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                       |
| 独立区分    | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。                                                              |
|         | MRF（マネー・リザーブ・ファンド）    | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。                                                              |
|         | ETF                   | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類    | インデックス型               | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                          |
|         | 特殊型                   | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。                                         |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

|        |    |      |                                       |
|--------|----|------|---------------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般   | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。       |
|        |    | 大型株  | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。  |
|        |    | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
|        | 債券 | 一般   | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。    |

|        |           |                                                                                                                                               |
|--------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 公債        | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。                                                         |
|        | 社債        | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                   |
|        | その他債券     | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                 |
|        | クレジット属性   | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
|        | 不動産投信     | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                        |
|        | その他資産     | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                              |
|        | 資産複合      | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                                          |
| 決算頻度   | 年１回       | 信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                               |
|        | 年２回       | 信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                               |
|        | 年４回       | 信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                               |
|        | 年６回（隔月）   | 信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                               |
|        | 年12回（毎月）  | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                          |
|        | 日々        | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                                |
|        | その他       | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。                                                                                                                       |
| 投資対象地域 | グローバル     | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                               |
|        | 日本        | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                               |
|        | 北米        | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                             |
|        | 欧州        | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                             |
|        | アジア       | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                       |
|        | オセアニア     | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                          |
|        | 中南米       | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                            |
|        | アフリカ      | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                           |
|        | 中近東（中東）   | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                            |
|        | エマージング    | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                          |
| 投資形態   | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。                                                                              |

|          |                   |                                                                                                                          |
|----------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | ファンド・オブ・ファンズ      | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。                                                               |
| 為替ヘッジ    | あり                | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | なし                | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。                                                                 |
| 対象インデックス | 日経２２５             | 信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | ＴＯＰＩＸ             | 信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | その他               | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                                     |
| 特殊型      | ブル・ベア型            | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。                        |
|          | 条件付運用型            | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
|          | ロング・ショート型／絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。                                                |
|          | その他               | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。                                                              |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 〔ファンドの目的・特色〕

## ファンドの目的

香港、上海および深センの金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、中華経済圏の発展の恩恵を受けると思われる企業の株式を中心に投資することにより、キャピタルゲインの積極的な獲得をめざします。

## ファンドの特色

特色

1

主に、香港、上海および深センの金融商品取引所に上場されている株式に投資し、キャピタルゲインの積極的な獲得をめざします。

・今後、中国に新しく金融商品取引所が創設された場合はこれを含みます。

特色

2

中華経済圏の発展の恩恵を受けると思われる企業の株式を中心に投資します。

| 主要投資対象市場 | 投資対象銘柄群                        |
|----------|--------------------------------|
| 香港取引所    | ハンセン指数やH株指数などを構成する企業の株式(香港ドル建) |
| 上海証券取引所  | 中国企業の人民元建株式(A株)および米ドル建株式(B株)   |
| 深セン証券取引所 | 中国企業の人民元建株式(A株)および香港ドル建株式(B株)  |

- 上記投資対象銘柄群の中でも、情報開示に優れ、明確な戦略を持ち、長期的な成長が期待できる企業に投資します。原則として株式を高位に組み入れる方針ですが、市況環境やファンドの資金状況によっては、組入比率が高位とならない場合があります。
- 上記取引所以外の市場で取引されている中国企業の株式、預託証書(DR)およびカントリーファンド等へも投資します。また、台湾企業の株式、預託証書(DR)およびカントリーファンド等へ投資することがあります。外貨建資産については、為替変動リスクを軽減するため為替ヘッジを行うことがあります。
- ◆ 為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

📊 ハンセン指数とは、香港取引所上場の主要銘柄から構成される代表的な株価指数です。H株指数とは、香港取引所上場の中国の国有企業等の銘柄から構成される株価指数です。各指数は、香港取引所上場の浮動株比率を用いた時価総額加重に基づく計算方法で算出されています。

📄 預託証書(DR)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

📄 カントリーファンドとは、特定の国や地域の有価証券に投資することを目的とした、クローズドエンド型の会社型投資信託です。カントリーファンドは日本の投資信託と異なり株式会社の形をとるため、株式と同様に金融商品取引所で取引されます。

## &lt;組入上位国・地域(2022年3月末)&gt;

| 国・地域 | 比率    |
|------|-------|
| 香港   | 51.1% |
| 中国   | 21.4% |
| アメリカ | 11.6% |
| 台湾   | 9.0%  |

◆主として香港市場の中国関連銘柄に投資しますので、投資する通貨は主に香港ドルとなります。なお、香港ドルは為替相場を米ドルと連動させるドルペッグ制を採用しています。

## 為替の影響について

ファンドは、外国株式に投資しますので為替変動の影響を受けます。ファンドの基準価額は、為替相場が円安になると上昇し、円高になると下落する傾向があります。

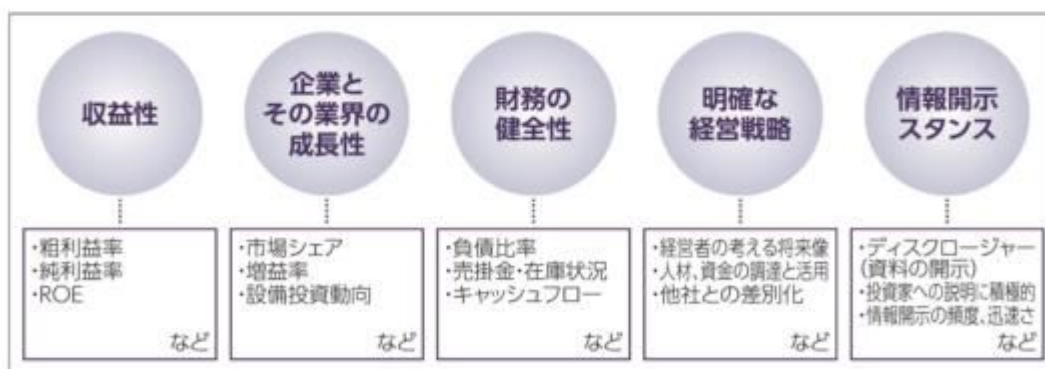
- ・比率は純資産総額に対する割合です。
- ・国・地域は原則、主要取引所所在地で分類しています。
- ・上記アメリカと表示されているものは、ADR(米国預託証券)となります。

❗ 上記は、過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

特色  
3

組入銘柄の選定にあたっては、以下のポイントに注目します。

## &lt;銘柄選定のポイントとその着目点&gt;



❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

📖 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

## <中国・香港の株式市場への投資の留意点>

- 中国ではグローバルスタンダード(国際標準)に沿う方向で資本市場の整備等が進められていますが、国益重視の観点から、引き続き通貨規制、資本規制があり、また現行の制度が突然変更されるリスクがあります。
- 資本・技術面で優位性を持つ近隣諸国との間で政治的な摩擦が起きる可能性があり、そのために投資環境が急変する場合があります。
- 資本市場や会計制度が整備途上のため、日本国内の市場と比べて証券投資のための情報入手が困難な場合があります。
- 金融システムが脆弱なため、海外の証券市場や投資家の動きによって、証券市場が大きな影響を受ける可能性があります。

❶ 上記は、中国市場に投資する場合のすべてのリスクを網羅するものではありません。

## ■主な投資制限

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 株式       | 株式への投資割合に制限を設けません。                   |
| 株式の一銘柄制限 | 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 外貨建資産    | 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。                |
| デリバティブ   | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。               |

## ■分配方針

- 年1回の決算時(9月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

### 委託会社と関係法人との契約の概要

|                                      | 概要                                                                                                                      |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社と受託会社との契約<br>「信託契約」              | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。<br>なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約<br>「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。                                                                 |

委託会社の概況（2021年9月末現在）

・金融商品取引業者登録番号

- 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
  - ・ 資本金  
2,000百万円
  - ・ 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に變更  
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に變更
  - ・ 大株主の状況

| 株 主 名         | 住 所               | 所有株式数    | 所有比率   |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 | 211,581株 | 100.0% |

< 訂正後 >

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

|                                      | 概要                                                                                                                      |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社と受託会社との契約<br>「信託契約」              | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。<br>なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約<br>「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。                                                                 |

#### 委託会社の概況（2022年3月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に變更  
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に變更
- ・ 大株主の状況

| 株 主 名         | 住 所               | 所有株式数    | 所有比率   |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 | 211,581株 | 100.0% |

### 3【投資リスク】

< 更新後 >

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

|                       |                                                                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>価格変動<br/>リスク</b>   | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。                                                 |
| <b>為替変動<br/>リスク</b>   | 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。                                                                                  |
| <b>信用リスク</b>          | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| <b>流動性<br/>リスク</b>    | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。            |
| <b>中国に関する<br/>リスク</b> | 投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。                                                |

#### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## （２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                                |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                                          |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、説明または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                      |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### １．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### ２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元

本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

##### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

す。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【三菱ＵＦＪ チャイナオープン】

#### （１）【投資状況】

令和 4年 3月31日現在

（単位：円）

| 資産の種類                    | 国／地域 | 時価合計          | 投資比率（％） |
|--------------------------|------|---------------|---------|
| 株式                       | 香港   | 3,419,815,133 | 51.05   |
|                          | 中国   | 1,436,785,051 | 21.45   |
|                          | アメリカ | 779,119,979   | 11.63   |
|                          | 台湾   | 604,864,471   | 9.03    |
|                          | 小計   | 6,240,584,634 | 93.16   |
| コール・ローン、その他資産<br>（負債控除後） | —    | 458,276,955   | 6.84    |
| 純資産総額                    |      | 6,698,861,589 | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （２）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 3月31日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名                             | 業種                  | 数量      | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|------|----|---------------------------------|---------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 香港   | 株式 | AIA GROUP LTD                   | 保険                  | 425,400 | 1,309.85        | 557,210,190     | 1,290.30        | 548,893,620     | 8.19            |
| 台湾   | 株式 | TAIWAN SEMICONDUCTOR<br>MANUFAC | 半導体・半<br>導体製造装<br>置 | 211,000 | 2,571.36        | 542,556,960     | 2,571.36        | 542,556,960     | 8.10            |

|      |    |                              |                        |         |           |             |           |             |      |
|------|----|------------------------------|------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| 香港   | 株式 | TENCENT HOLDINGS LTD         | メディア・娯楽                | 89,200  | 6,894.99  | 615,033,504 | 5,952.58  | 530,970,493 | 7.93 |
| 香港   | 株式 | SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP | 耐久消費財・アパレル             | 212,800 | 2,596.24  | 552,479,872 | 1,768.88  | 376,418,515 | 5.62 |
| 中国   | 株式 | SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A | 資本財                    | 341,916 | 1,262.41  | 431,639,887 | 1,071.26  | 366,281,789 | 5.47 |
| アメリカ | 株式 | ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR | 小売                     | 25,100  | 18,540.86 | 465,375,613 | 14,268.22 | 358,132,477 | 5.35 |
| アメリカ | 株式 | GDS HOLDINGS LTD - ADR       | ソフトウェア・サービス            | 65,900  | 6,930.94  | 456,749,321 | 5,164.85  | 340,364,142 | 5.08 |
| 中国   | 株式 | KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A     | 食品・飲料・タバコ              | 10,000  | 32,455.50 | 324,555,000 | 33,304.42 | 333,044,250 | 4.97 |
| 香港   | 株式 | HONG KONG EXCHANGES & CLEAR  | 各種金融                   | 45,519  | 7,488.43  | 340,865,937 | 5,883.76  | 267,823,236 | 4.00 |
| 中国   | 株式 | CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A | 資本財                    | 26,200  | 9,682.75  | 253,688,050 | 9,990.75  | 261,757,650 | 3.91 |
| 香港   | 株式 | CHINA MERCHANTS BANK-H       | 銀行                     | 248,500 | 899.30    | 223,476,050 | 954.82    | 237,273,267 | 3.54 |
| 香港   | 株式 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 保険                     | 248,000 | 803.11    | 199,172,272 | 882.09    | 218,759,808 | 3.27 |
| 香港   | 株式 | TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD | 資本財                    | 98,000  | 2,497.70  | 244,775,384 | 2,025.38  | 198,487,240 | 2.96 |
| 香港   | 株式 | MEITUAN-CLASS B              | 小売                     | 60,100  | 3,669.14  | 220,515,554 | 2,503.96  | 150,488,236 | 2.25 |
| 香港   | 株式 | WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC    | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 133,500 | 1,897.13  | 253,267,122 | 1,082.28  | 144,485,448 | 2.16 |
| 中国   | 株式 | AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A | ヘルスケア機器・サービス           | 206,518 | 1,002.15  | 206,963,046 | 611.18    | 126,221,220 | 1.88 |
| 香港   | 株式 | HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD   | 半導体・半導体製造装置            | 224,000 | 627.94    | 140,659,904 | 530.19    | 118,763,904 | 1.77 |
| 香港   | 株式 | BOC HONG KONG HOLDINGS LTD   | 銀行                     | 245,500 | 454.06    | 111,472,198 | 467.63    | 114,804,638 | 1.71 |
| 香港   | 株式 | LI NING CO LTD               | 耐久消費財・アパレル             | 84,000  | 1,458.24  | 122,492,407 | 1,061.17  | 89,138,616  | 1.33 |
| アメリカ | 株式 | BAIDU INC - SPON ADR         | メディア・娯楽                | 4,580   | 18,909.25 | 86,604,388  | 17,603.35 | 80,623,360  | 1.20 |
| 香港   | 株式 | CHINA RESOURCES LAND LTD     | 不動産                    | 136,000 | 434.01    | 59,025,360  | 579.46    | 78,806,832  | 1.18 |
| 中国   | 株式 | SG MICRO CORP-A              | 半導体・半導体製造装置            | 12,000  | 7,024.89  | 84,298,787  | 6,381.37  | 76,576,500  | 1.14 |
| 中国   | 株式 | LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A | 半導体・半導体製造装置            | 49,500  | 1,559.45  | 77,193,065  | 1,451.25  | 71,837,246  | 1.07 |
| 香港   | 株式 | HONG KONG & CHINA GAS        | 公益事業                   | 443,315 | 189.86    | 84,172,041  | 149.51    | 66,283,749  | 0.99 |
| 香港   | 株式 | HANG SENG BANK LTD           | 銀行                     | 27,300  | 2,238.88  | 61,121,537  | 2,389.79  | 65,241,322  | 0.97 |
| 中国   | 株式 | BEIJING EASPRING MATERIAL-A  | 素材                     | 42,300  | 1,475.21  | 62,401,769  | 1,528.06  | 64,637,149  | 0.96 |
| 台湾   | 株式 | HIWIN TECHNOLOGIES CORP      | 資本財                    | 60,327  | 1,452.81  | 87,644,175  | 1,032.82  | 62,307,511  | 0.93 |
| 中国   | 株式 | LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 88,400  | 645.45    | 57,058,001  | 624.08    | 55,169,114  | 0.82 |
| 香港   | 株式 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD    | 小売                     | 29,000  | 2,369.46  | 68,714,340  | 1,781.39  | 51,660,484  | 0.77 |
| 中国   | 株式 | JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 67,680  | 903.78    | 61,168,338  | 720.33    | 48,752,273  | 0.73 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 3月31日現在

| 種類 | 業種                     | 投資比率（％） |
|----|------------------------|---------|
| 株式 | 素材                     | 0.96    |
|    | 資本財                    | 13.27   |
|    | 商業・専門サービス              | —       |
|    | 耐久消費財・アパレル             | 7.33    |
|    | メディア・娯楽                | 9.13    |
|    | 小売                     | 9.50    |
|    | 食品・飲料・タバコ              | 4.97    |
|    | ヘルスケア機器・サービス           | 1.88    |
|    | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 2.88    |
|    | 銀行                     | 6.23    |
|    | 各種金融                   | 4.00    |
|    | 保険                     | 11.46   |
|    | 不動産                    | 1.86    |
|    | ソフトウェア・サービス            | 5.08    |
|    | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 0.82    |
|    | 電気通信サービス               | 0.70    |
|    | 公益事業                   | 0.99    |
|    | 半導体・半導体製造装置            | 12.09   |
|    | 小計                     | 93.16   |
| 合計 |                        | 93.16   |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年3月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

|  |       |                        |
|--|-------|------------------------|
|  | 純資産総額 | 基準価額<br>（１万口当たりの純資産価額） |
|--|-------|------------------------|

|           |               | （分配落）          | （分配付）          | （分配落）  | （分配付）  |
|-----------|---------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 第16計算期間末日 | （平成24年 9月20日） | 14,186,391,992 | 14,186,391,992 | 7,780  | 7,780  |
| 第17計算期間末日 | （平成25年 9月20日） | 12,842,307,163 | 13,779,356,491 | 10,964 | 11,764 |
| 第18計算期間末日 | （平成26年 9月22日） | 11,217,101,249 | 12,398,228,227 | 12,346 | 13,646 |
| 第19計算期間末日 | （平成27年 9月24日） | 8,550,532,357  | 8,686,668,050  | 12,562 | 12,762 |
| 第20計算期間末日 | （平成28年 9月20日） | 7,373,403,741  | 7,373,403,741  | 11,870 | 11,870 |
| 第21計算期間末日 | （平成29年 9月20日） | 8,087,647,368  | 9,138,226,076  | 14,627 | 16,527 |
| 第22計算期間末日 | （平成30年 9月20日） | 7,476,323,538  | 7,476,323,538  | 13,562 | 13,562 |
| 第23計算期間末日 | （令和 1年 9月20日） | 7,292,593,032  | 7,319,324,981  | 13,640 | 13,690 |
| 第24計算期間末日 | （令和 2年 9月23日） | 7,248,544,063  | 7,967,289,210  | 15,127 | 16,627 |
| 第25計算期間末日 | （令和 3年 9月21日） | 7,494,239,394  | 7,494,239,394  | 15,130 | 15,130 |
|           | 令和 3年 3月末日    | 9,323,576,187  | —              | 18,460 | —      |
|           | 4月末日          | 9,520,204,916  | —              | 19,043 | —      |
|           | 5月末日          | 9,368,734,489  | —              | 18,754 | —      |
|           | 6月末日          | 9,539,192,778  | —              | 19,139 | —      |
|           | 7月末日          | 8,231,728,676  | —              | 16,587 | —      |
|           | 8月末日          | 7,772,637,522  | —              | 15,659 | —      |
|           | 9月末日          | 7,628,962,409  | —              | 15,540 | —      |
|           | 10月末日         | 7,922,344,703  | —              | 16,247 | —      |
|           | 11月末日         | 7,464,176,829  | —              | 15,381 | —      |
|           | 12月末日         | 7,104,110,021  | —              | 14,718 | —      |
|           | 令和 4年 1月末日    | 6,845,594,697  | —              | 14,254 | —      |
|           | 2月末日          | 6,663,871,704  | —              | 13,949 | —      |
|           | 3月末日          | 6,698,861,589  | —              | 14,005 | —      |

## 【分配の推移】

|         | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第16計算期間 | 0円         |
| 第17計算期間 | 800円       |
| 第18計算期間 | 1,300円     |
| 第19計算期間 | 200円       |
| 第20計算期間 | 0円         |
| 第21計算期間 | 1,900円     |
| 第22計算期間 | 0円         |
| 第23計算期間 | 50円        |
| 第24計算期間 | 1,500円     |
| 第25計算期間 | 0円         |

## 【収益率の推移】

|           | 収益率（％） |
|-----------|--------|
| 第16計算期間   | 4.14   |
| 第17計算期間   | 51.20  |
| 第18計算期間   | 24.46  |
| 第19計算期間   | 3.36   |
| 第20計算期間   | 5.50   |
| 第21計算期間   | 39.23  |
| 第22計算期間   | 7.28   |
| 第23計算期間   | 0.94   |
| 第24計算期間   | 21.89  |
| 第25計算期間   | 0.01   |
| 第26中間計算期間 | 12.65  |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

|           | 設定口数          | 解約口数          | 発行済口数          |
|-----------|---------------|---------------|----------------|
| 第16計算期間   | 1,480,585,744 | 3,913,412,579 | 18,235,120,156 |
| 第17計算期間   | 764,587,977   | 7,286,591,526 | 11,713,116,607 |
| 第18計算期間   | 1,313,825,364 | 3,941,349,827 | 9,085,592,144  |
| 第19計算期間   | 1,436,002,700 | 3,714,810,181 | 6,806,784,663  |
| 第20計算期間   | 311,829,536   | 906,839,923   | 6,211,774,276  |
| 第21計算期間   | 236,074,176   | 918,486,828   | 5,529,361,624  |
| 第22計算期間   | 836,292,690   | 853,069,748   | 5,512,584,566  |
| 第23計算期間   | 364,735,906   | 530,930,473   | 5,346,389,999  |
| 第24計算期間   | 317,597,870   | 872,353,554   | 4,791,634,315  |
| 第25計算期間   | 889,338,260   | 727,848,682   | 4,953,123,893  |
| 第26中間計算期間 | 130,540,166   | 309,773,121   | 4,773,890,938  |

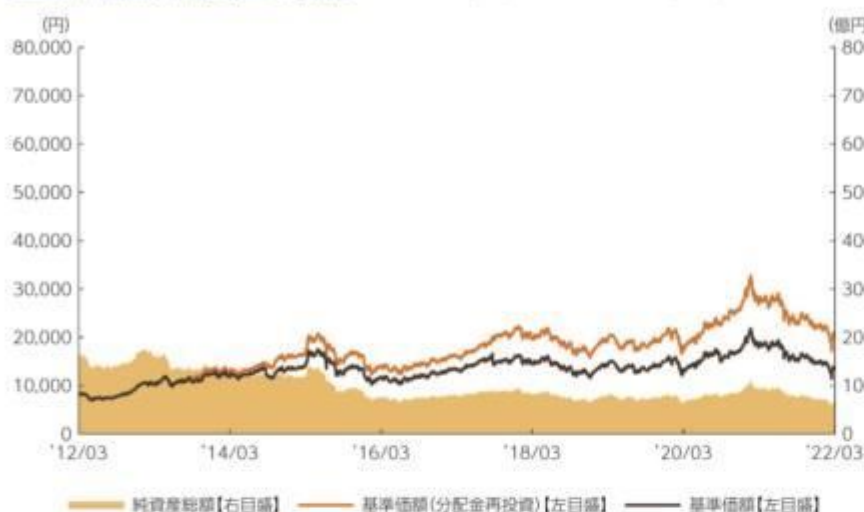
#### 参考情報



## 運用実績

2022年3月31日現在

### ■基準価額・純資産の推移 2012年3月30日～2022年3月31日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 14,005円 |
| 純資産総額 | 66.9億円  |

・純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

|         |         |
|---------|---------|
| 2021年9月 | 0円      |
| 2020年9月 | 1,500円  |
| 2019年9月 | 50円     |
| 2018年9月 | 0円      |
| 2017年9月 | 1,900円  |
| 2016年9月 | 0円      |
| 設定来累計   | 16,850円 |

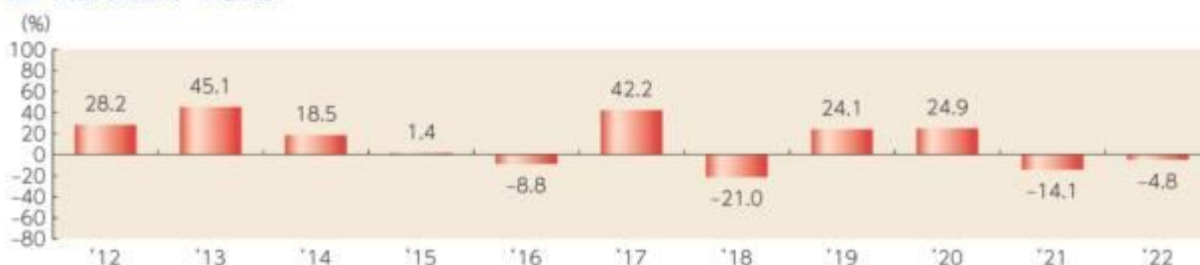
・分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

| 組入上位通貨    | 比率    | 組入上位銘柄                          | 業種          | 国・地域 | 比率   |
|-----------|-------|---------------------------------|-------------|------|------|
| 1 香港ドル    | 52.6% | 1 AIA GROUP LTD                 | 保険          | 香港   | 8.2% |
| 2 中国元     | 22.4% | 2 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC  | 半導体・半導体製造装置 | 台湾   | 8.1% |
| 3 アメリカドル  | 12.7% | 3 TENCENT HOLDINGS LTD          | メディア・娯楽     | 香港   | 7.9% |
| 4 ニュー台湾ドル | 9.9%  | 4 SHENZHEN INTERNATIONAL GROUP  | 耐久消費財・アパレル  | 香港   | 5.6% |
| 5 円       | 2.3%  | 5 SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A  | 資本財         | 中国   | 5.5% |
|           |       | 6 ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR  | 小売          | アメリカ | 5.3% |
|           |       | 7 GDS HOLDINGS LTD - ADR        | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 5.1% |
|           |       | 8 KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A      | 食品・飲料・タバコ   | 中国   | 5.0% |
|           |       | 9 HONG KONG EXCHANGES & CLEAR   | 各種金融        | 香港   | 4.0% |
|           |       | 10 CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A | 資本財         | 中国   | 3.9% |

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2022年は年初から3月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第３【ファンドの経理状況】

- １ 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第３８条の３および第５７条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ２ 当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（令和３年９月22日から令和４年３月21日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【三菱ＵＦＪ チャイナオープン】

## （１）【中間貸借対照表】

| （単位：円）          |                           |                                  |
|-----------------|---------------------------|----------------------------------|
|                 | 第25期<br>[ 令和 3年 9月21日現在 ] | 第26期中間計算期間末<br>[ 令和 4年 3月21日現在 ] |
| <b>資産の部</b>     |                           |                                  |
| 流動資産            |                           |                                  |
| 預金              | 213,510,076               | 292,174,806                      |
| 金銭信託            | -                         | 3,968,791                        |
| コール・ローン         | 388,619,070               | 201,136,562                      |
| 株式              | 6,961,924,821             | 5,868,798,173                    |
| 未収配当金           | 9,230,555                 | 4,805,812                        |
| 流動資産合計          | 7,573,284,522             | 6,370,884,144                    |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,573,284,522</b>      | <b>6,370,884,144</b>             |
| <b>負債の部</b>     |                           |                                  |
| 流動負債            |                           |                                  |
| 未払金             | 46,002                    | -                                |
| 未払解約金           | 5,291,967                 | 1,666,596                        |
| 未払受託者報酬         | 4,839,284                 | 3,964,361                        |
| 未払委託者報酬         | 68,717,840                | 56,293,944                       |
| 未払利息            | 74                        | 56                               |
| その他未払費用         | 149,961                   | 122,831                          |
| 流動負債合計          | 79,045,128                | 62,047,788                       |
| <b>負債合計</b>     | <b>79,045,128</b>         | <b>62,047,788</b>                |
| <b>純資産の部</b>    |                           |                                  |
| 元本等             |                           |                                  |
| 元本              | 4,953,123,893             | 4,773,890,938                    |
| 剰余金             |                           |                                  |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 2,541,115,501             | 1,534,945,418                    |
| （分配準備積立金）       | 1,025,165,081             | 963,487,234                      |
| 元本等合計           | 7,494,239,394             | 6,308,836,356                    |
| <b>純資産合計</b>    | <b>7,494,239,394</b>      | <b>6,308,836,356</b>             |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>7,573,284,522</b>      | <b>6,370,884,144</b>             |

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

|                                           | 第25期中間計算期間<br>自 令和 2年 9月24日<br>至 令和 3年 3月23日 | 第26期中間計算期間<br>自 令和 3年 9月22日<br>至 令和 4年 3月21日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                              |                                              |
| 受取配当金                                     | 7,709,947                                    | 10,376,850                                   |
| 受取利息                                      | 2,849                                        | 1,376                                        |
| 有価証券売買等損益                                 | 1,459,824,767                                | 1,449,732,230                                |
| 為替差損益                                     | 318,649,426                                  | 589,014,353                                  |
| その他収益                                     | -                                            | 1,872                                        |
| 営業収益合計                                    | 1,786,186,989                                | 850,337,779                                  |
| 営業費用                                      |                                              |                                              |
| 支払利息                                      | 7,706                                        | 16,698                                       |
| 受託者報酬                                     | 4,839,125                                    | 3,964,361                                    |
| 委託者報酬                                     | 68,715,521                                   | 56,293,944                                   |
| その他費用                                     | 2,744,965                                    | 3,521,702                                    |
| 営業費用合計                                    | 76,307,317                                   | 63,796,705                                   |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 1,709,879,672                                | 914,134,484                                  |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 1,709,879,672                                | 914,134,484                                  |
| 中間純利益又は中間純損失（ ）                           | 1,709,879,672                                | 914,134,484                                  |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 125,926,388                                  | 6,965,623                                    |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 2,456,909,748                                | 2,541,115,501                                |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 492,218,230                                  | 58,240,679                                   |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 492,218,230                                  | 58,240,679                                   |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 215,217,899                                  | 157,241,901                                  |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 215,217,899                                  | 157,241,901                                  |
| 分配金                                       | -                                            | -                                            |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ）                           | 4,317,863,363                                | 1,534,945,418                                |

## （３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                         |                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法      | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。                                                                                                                         |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法   | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。                                                                                                                                         |
| 3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理<br>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。<br>ファンドの計算期間<br>当ファンドは、原則として毎年9月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当中間計算期間は令和 3年 9月22日から令和 4年 3月21日までとなっております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

|          | 第25期<br>[令和 3年 9月21日現在] | 第26期中間計算期間末<br>[令和 4年 3月21日現在] |
|----------|-------------------------|--------------------------------|
| 1. 期首元本額 | 4,791,634,315円          | 4,953,123,893円                 |

|           | 第25期<br>[令和 3年 9月21日現在] | 第26期中間計算期間末<br>[令和 4年 3月21日現在] |
|-----------|-------------------------|--------------------------------|
| 期中追加設定元本額 | 889,338,260円            | 130,540,166円                   |
| 期中一部解約元本額 | 727,848,682円            | 309,773,121円                   |
| 2. 受益権の総数 | 4,953,123,893口          | 4,773,890,938口                 |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第25期中間計算期間<br>自 令和 2年 9月24日<br>至 令和 3年 3月23日 | 第26期中間計算期間<br>自 令和 3年 9月22日<br>至 令和 4年 3月21日 |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 該当事項はありません。                                  | 該当事項はありません。                                  |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 区分                         | 第25期<br>[令和 3年 9月21日現在]                                                                                                                                                                                          | 第26期中間計算期間末<br>[令和 4年 3月21日現在]                                                      |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額     | 時価で計上しているためその差額はありません。                                                                                                                                                                                           | 同左                                                                                  |
| 2. 時価の算定方法                 | <p>（１）有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（２）デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（３）上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>（１）有価証券</p> <p>同左</p> <p>（２）デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>（３）上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                                                 | 同左                                                                                  |

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

|              | 第25期<br>[ 令和 3年 9月21日現在 ] | 第26期中間計算期間末<br>[ 令和 4年 3月21日現在 ] |
|--------------|---------------------------|----------------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 1.5130円                   | 1.3215円                          |
| (1万口当たり純資産額) | (15,130円)                 | (13,215円)                        |

## ２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ チャイナオープン】

【純資産額計算書】

令和 4年 3月31日現在

（単位：円）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 資産総額            | 6,702,138,029  |
| 負債総額            | 3,276,440      |
| 純資産総額（ - ）      | 6,698,861,589  |
| 発行済口数           | 4,783,095,528口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 1.4005         |
| （10,000口当たり）    | （14,005）       |

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第１【委託会社等の概況】

##### １【委託会社等の概況】

< 更新後 >

##### （１）資本金の額等

2022年3月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間に於ける資本金の額の増減はありません。

##### （２）委託会社の機構

###### ・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・ 投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### < 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 3月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類       | 本 数<br>( 本 ) | 純資産総額<br>( 百万円 ) |
|------------|--------------|------------------|
| 追加型株式投資信託  | 902          | 19,898,902       |
| 追加型公社債投資信託 | 16           | 1,365,892        |
| 単位型株式投資信託  | 91           | 421,250          |
| 単位型公社債投資信託 | 52           | 183,921          |
| 合 計        | 1,061        | 21,869,965       |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

### < 更新後 >

#### ( 1 ) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### ( 2 ) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期

間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人  
トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

|            | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) |            | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |             |
|------------|-----------------------|------------|-----------------------|-------------|
| (資産の部)     |                       |            |                       |             |
| 流動資産       |                       |            |                       |             |
| 現金及び預金     | 2                     | 56,398,457 | 2                     | 56,803,388  |
| 有価証券       |                       | 1,960,318  |                       | 2,001       |
| 前払費用       |                       | 575,904    |                       | 598,135     |
| 未収入金       |                       | 14,559     |                       | 31,359      |
| 未収委託者報酬    |                       | 10,296,453 |                       | 13,216,357  |
| 未収収益       | 2                     | 638,994    | 2                     | 662,230     |
| 金銭の信託      |                       | 100,000    |                       | 2,300,000   |
| その他        |                       | 254,330    |                       | 269,506     |
| 流動資産合計     |                       | 70,239,017 |                       | 73,882,978  |
| 固定資産       |                       |            |                       |             |
| 有形固定資産     |                       |            |                       |             |
| 建物         | 1                     | 584,048    | 1                     | 548,902     |
| 器具備品       | 1                     | 871,893    | 1                     | 1,435,369   |
| 土地         |                       | 628,433    |                       | 628,433     |
| 有形固定資産合計   |                       | 2,084,375  |                       | 2,612,705   |
| 無形固定資産     |                       |            |                       |             |
| 電話加入権      |                       | 15,822     |                       | 15,822      |
| ソフトウェア     |                       | 3,369,611  |                       | 3,569,171   |
| ソフトウェア仮勘定  |                       | 1,374,932  |                       | 1,895,190   |
| 無形固定資産合計   |                       | 4,760,365  |                       | 5,480,184   |
| 投資その他の資産   |                       |            |                       |             |
| 投資有価証券     |                       | 16,704,756 |                       | 18,616,670  |
| 関係会社株式     |                       | 320,136    |                       | 320,136     |
| 投資不動産      | 1                     | 819,255    | 1                     | 814,684     |
| 長期差入保証金    |                       | 565,358    |                       | 538,497     |
| 前払年金費用     |                       | 375,031    |                       | 258,835     |
| 繰延税金資産     |                       | 1,912,824  |                       | 916,962     |
| その他        |                       | 45,230     |                       | 45,230      |
| 貸倒引当金      |                       | 23,600     |                       | 23,600      |
| 投資その他の資産合計 |                       | 20,718,993 |                       | 21,487,417  |
| 固定資産合計     |                       | 27,563,734 |                       | 29,580,307  |
| 資産合計       |                       | 97,802,752 |                       | 103,463,286 |

（単位：千円）

|        | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| (負債の部) |                       |                       |
| 流動負債   |                       |                       |
| 預り金    | 687,565               | 533,622               |

|           |   |            |   |            |
|-----------|---|------------|---|------------|
| 未払金       |   |            |   |            |
| 未払収益分配金   |   | 131,478    |   | 158,856    |
| 未払償還金     |   | 395,400    |   | 133,877    |
| 未払手数料     | 2 | 4,026,078  | 2 | 5,200,810  |
| その他未払金    | 2 | 3,818,195  | 2 | 4,412,521  |
| 未払費用      | 2 | 4,402,578  | 2 | 4,755,909  |
| 未払消費税等    |   | 629,469    |   | 752,617    |
| 未払法人税等    |   | 617,341    |   | 873,027    |
| 賞与引当金     |   | 933,517    |   | 933,381    |
| 役員賞与引当金   |   | 124,590    |   | 160,710    |
| その他       |   | 701,285    |   | 691,143    |
| 流動負債合計    |   | 16,467,499 |   | 18,606,476 |
| 固定負債      |   |            |   |            |
| 長期未払金     |   | 32,400     |   | 21,600     |
| 退職給付引当金   |   | 1,010,401  |   | 1,145,514  |
| 役員退職慰労引当金 |   | 130,784    |   | 117,938    |
| 時効後支払損引当金 |   | 238,811    |   | 245,426    |
| 固定負債合計    |   | 1,412,398  |   | 1,530,479  |
| 負債合計      |   | 17,879,897 |   | 20,136,956 |
| (純資産の部)   |   |            |   |            |
| 株主資本      |   |            |   |            |
| 資本金       |   | 2,000,131  |   | 2,000,131  |
| 資本剰余金     |   |            |   |            |
| 資本準備金     |   | 3,572,096  |   | 3,572,096  |
| その他資本剰余金  |   | 41,160,616 |   | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計   |   | 44,732,712 |   | 44,732,712 |
| 利益剰余金     |   |            |   |            |
| 利益準備金     |   | 342,589    |   | 342,589    |
| その他利益剰余金  |   |            |   |            |
| 別途積立金     |   | 6,998,000  |   | 6,998,000  |
| 繰越利益剰余金   |   | 25,847,605 |   | 26,951,289 |
| 利益剰余金合計   |   | 33,188,194 |   | 34,291,879 |
| 株主資本合計    |   | 79,921,039 |   | 81,024,723 |

(単位：千円)

|              | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 評価・換算差額等     |                       |                       |
| その他有価証券評価差額金 | 1,815                 | 2,301,606             |
| 評価・換算差額等合計   | 1,815                 | 2,301,606             |
| 純資産合計        | 79,922,854            | 83,326,329            |
| 負債純資産合計      | 97,802,752            | 103,463,286           |

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第35期<br>(自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日) | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益        |                                      |                                     |
| 委託者報酬       | 67,967,489                           | 67,963,712                          |
| 投資顧問料       | 2,385,084                            | 2,443,980                           |
| その他営業収益     | 16,085                               | 21,613                              |
| 営業収益合計      | 70,368,658                           | 70,429,306                          |
| 営業費用        |                                      |                                     |
| 支払手数料       | 2 27,106,451                         | 2 26,689,896                        |
| 広告宣伝費       | 696,418                              | 668,150                             |
| 公告費         | 1,000                                | 250                                 |
| 調査費         |                                      |                                     |
| 調査費         | 1,857,271                            | 2,077,942                           |
| 委託調査費       | 11,579,175                           | 12,035,954                          |
| 事務委託費       | 847,769                              | 798,528                             |
| 営業雑経費       |                                      |                                     |
| 通信費         | 153,731                              | 296,490                             |
| 印刷費         | 427,118                              | 378,180                             |
| 協会費         | 52,053                               | 51,841                              |
| 諸会費         | 15,990                               | 16,613                              |
| 事務機器関連費     | 1,953,926                            | 1,977,769                           |
| その他営業雑経費    | -                                    | 8,391                               |
| 営業費用合計      | 44,690,907                           | 45,000,009                          |
| 一般管理費       |                                      |                                     |
| 給料          |                                      |                                     |
| 役員報酬        | 331,987                              | 352,879                             |
| 給料・手当       | 6,611,427                            | 6,461,546                           |
| 賞与引当金繰入     | 933,517                              | 933,381                             |
| 役員賞与引当金繰入   | 124,590                              | 160,710                             |
| 福利厚生費       | 1,276,950                            | 1,272,568                           |
| 交際費         | 11,871                               | 2,721                               |
| 旅費交通費       | 165,891                              | 22,768                              |
| 租税公課        | 360,165                              | 402,939                             |
| 不動産賃借料      | 647,402                              | 666,331                             |
| 退職給付費用      | 422,919                              | 481,135                             |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 48,183                               | 11,763                              |
| 固定資産減価償却費   | 1,307,555                            | 1,358,911                           |
| 諸経費         | 427,212                              | 413,538                             |
| 一般管理費合計     | 12,669,674                           | 12,541,193                          |
| 営業利益        | 13,008,076                           | 12,888,103                          |

(単位：千円)

|             | 第35期<br>(自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日) | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業外収益       |                                      |                                     |
| 受取配当金       | 90,965                               | 170,807                             |
| 受取利息        | 2 4,169                              | 2 2,726                             |
| 投資有価証券償還益   | 585,179                              | 81,557                              |
| 収益分配金等時効完成分 | 101,734                              | 275,835                             |

|              |   |            |   |            |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 受取賃貸料        | 2 | 65,808     | 2 | 65,808     |
| その他          |   | 19,987     |   | 12,504     |
| 営業外収益合計      |   | 867,845    |   | 609,239    |
| 営業外費用        |   |            |   |            |
| 投資有価証券償還損    |   | 96,379     |   | 95,946     |
| 時効後支払損引当金繰入  |   | -          |   | 16,395     |
| 事務過誤費        |   | 3,483      |   | -          |
| 賃貸関連費用       |   | 20,339     |   | 13,472     |
| その他          |   | 1,920      |   | 2,932      |
| 営業外費用合計      |   | 122,122    |   | 128,747    |
| 経常利益         |   | 13,753,799 |   | 13,368,595 |
| 特別利益         |   |            |   |            |
| 投資有価証券売却益    |   | 174,842    |   | 2,007,655  |
| 特別利益合計       |   | 174,842    |   | 2,007,655  |
| 特別損失         |   |            |   |            |
| 投資有価証券売却損    |   | 75,963     |   | 51,737     |
| 投資有価証券評価損    |   | 163,865    |   | 26,317     |
| 固定資産除却損      | 1 | 8,832      | 1 | 536        |
| 固定資産売却損      |   | 435        |   | -          |
| 特別損失合計       |   | 249,096    |   | 78,591     |
| 税引前当期純利益     |   | 13,679,545 |   | 15,297,659 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 4,146,534  | 2 | 4,755,427  |
| 法人税等調整額      |   | 79,824     |   | 19,122     |
| 法人税等合計       |   | 4,226,359  |   | 4,736,304  |
| 当期純利益        |   | 9,453,186  |   | 10,561,354 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本      |           |            |            |         |           |            |            | 株主資本合計     |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |            |            | 利益剰余金   |           |            | 利益剰余金合計    |            |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金   | 資本剰余金合計    | 利益準備金   | その他利益剰余金  |            |            |            |
|                     |           |           |            |            |         | 別途積立金     | 繰越利益剰余金    |            |            |
| 当期首残高               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,069,594 | 33,410,184 | 80,143,028 |
| 当期変動額               |           |           |            |            |         |           |            |            |            |
| 剰余金の配当              |           |           |            |            |         |           | 9,675,175  | 9,675,175  | 9,675,175  |
| 当期純利益               |           |           |            |            |         |           | 9,453,186  | 9,453,186  | 9,453,186  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |            |            |         |           |            |            |            |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —          | —          | —       | —         | 221,989    | 221,989    | 221,989    |
| 当期末残高               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 25,847,605 | 33,188,194 | 79,921,039 |

|        | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|--------|--------------|------------|------------|
|        | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高  | 1,126,733    | 1,126,733  | 81,269,762 |
| 当期変動額  |              |            |            |
| 剰余金の配当 |              |            | 9,675,175  |
| 当期純利益  |              |            | 9,453,186  |

|                             |           |           |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------|
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,124,917  |
| 当期変動額合計                     | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,346,907  |
| 当期末残高                       | 1,815     | 1,815     | 79,922,854 |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |              |             |           |           |             |            | 株主資本合計     |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|------------|------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |           |             | 株主資本合計     |            |             |
|                             |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             |            |            | 利益剰余金<br>合計 |
|                             |           |           |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |            |            |             |
| 当期首残高                       | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 25,847,605  | 33,188,194 | 79,921,039 |             |
| 当期変動額                       |           |           |              |             |           |           |             |            |            |             |
| 剰余金の配当                      |           |           |              |             |           |           | 9,457,670   | 9,457,670  | 9,457,670  |             |
| 当期純利益                       |           |           |              |             |           |           | 10,561,354  | 10,561,354 | 10,561,354 |             |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |           |           |              |             |           |           |             |            |            |             |
| 当期変動額合計                     | —         | —         | —            | —           | —         | —         | 1,103,684   | 1,103,684  | 1,103,684  |             |
| 当期末残高                       | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 26,951,289  | 34,291,879 | 81,024,723 |             |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計      |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                       | 1,815                | 1,815          | 79,922,854 |
| 当期変動額                       |                      |                |            |
| 剰余金の配当                      |                      |                | 9,457,670  |
| 当期純利益                       |                      |                | 10,561,354 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 2,299,791            | 2,299,791      | 2,299,791  |
| 当期変動額合計                     | 2,299,791            | 2,299,791      | 3,403,475  |
| 当期末残高                       | 2,301,606            | 2,301,606      | 83,326,329 |

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |        |
|------|--------|
| 建物   | 5年～50年 |
| 器具備品 | 2年～20年 |

投資不動産 3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

## (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

## (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## （貸借対照表関係）

### 1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

|       | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 建物    | 599,542千円             | 643,920千円             |
| 器具備品  | 1,408,613千円           | 1,545,179千円           |
| 投資不動産 | 145,391千円             | 151,833千円             |

### 2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|  | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|--|-----------------------|-----------------------|
|--|-----------------------|-----------------------|

|        |             |              |
|--------|-------------|--------------|
| 預金     | 314,247千円   | 40,328,414千円 |
| 未収収益   | 15,773千円    | 14,138千円     |
| 未払手数料  | 712,210千円   | 772,495千円    |
| その他未払金 | 3,029,426千円 | 3,425,136千円  |
| 未払費用   | 432,019千円   | 349,222千円    |

## （損益計算書関係）

## 1. 固定資産除却損の内訳

|      | 第35期<br>（自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日） | 第36期<br>（自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日） |
|------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 器具備品 | 8,832千円                              | 536千円                               |
| 計    | 8,832千円                              | 536千円                               |

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|              | 第35期<br>（自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日） | 第36期<br>（自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日） |
|--------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 支払手数料        | 5,234,629千円                          | 5,128,270千円                         |
| 受取利息         | 2千円                                  | 143千円                               |
| 受取賃貸料        | 65,808千円                             | 65,808千円                            |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,030,180千円                          | 3,492,898千円                         |

## （株主資本等変動計算書関係）

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 211,581           | -                 | -                 | 211,581          |
| 合計    | 211,581           | -                 | -                 | 211,581          |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |             |
|----------|-------------|
| 配当金の総額   | 9,675,175千円 |
| 1株当たり配当額 | 45,728円     |
| 基準日      | 平成31年3月31日  |
| 効力発生日    | 令和元年6月27日   |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |             |
|----------|-------------|
| 配当金の総額   | 9,457,670千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金       |
| 1株当たり配当額 | 44,700円     |
| 基準日      | 令和2年3月31日   |
| 効力発生日    | 令和2年6月29日   |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|  | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
|--|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|

|       |         |   |   |         |
|-------|---------|---|---|---------|
| 発行済株式 |         |   |   |         |
| 普通株式  | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計    | 211,581 | - | - | 211,581 |

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |             |
|----------|-------------|
| 配当金の総額   | 9,457,670千円 |
| 1株当たり配当額 | 44,700円     |
| 基準日      | 令和2年3月31日   |
| 効力発生日    | 令和2年6月29日   |

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 10,576,511千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額 | 49,988円      |
| 基準日      | 令和3年3月31日    |
| 効力発生日    | 令和3年6月29日    |

## (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 675,956千円             | 709,808千円             |
| 1年超 | —                     | 709,808千円             |
| 合計  | 675,956千円             | 1,419,616千円           |

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

|             | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 56,398,457       | 56,398,457 | -      |
| (2) 有価証券    | 1,960,318        | 1,960,318  | -      |
| (3) 金銭の信託   | 100,000          | 100,000    | -      |
| (4) 未収委託者報酬 | 10,296,453       | 10,296,453 | -      |
| (5) 投資有価証券  | 16,673,396       | 16,673,396 | -      |

|           |            |            |   |
|-----------|------------|------------|---|
| 資産計       | 85,428,625 | 85,428,625 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,026,078  | 4,026,078  | - |
| 負債計       | 4,026,078  | 4,026,078  | - |

## 第36期(令和3年3月31日現在)

|             | 貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価(千円)     | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 56,803,388       | 56,803,388 | -      |
| (2) 有価証券    | 2,001            | 2,001      | -      |
| (3) 金銭の信託   | 2,300,000        | 2,300,000  | -      |
| (4) 未収委託者報酬 | 13,216,357       | 13,216,357 | -      |
| (5) 投資有価証券  | 18,585,310       | 18,585,310 | -      |
| 資産計         | 90,907,057       | 90,907,057 | -      |
| (1) 未払手数料   | 5,200,810        | 5,200,810  | -      |
| 負債計         | 5,200,810        | 5,200,810  | -      |

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

## (3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負 債

## (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式  | 31,360                | 31,360                |
| 子会社株式  | 160,600               | 160,600               |
| 関連会社株式 | 159,536               | 159,536               |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

|                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超   |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金            | 56,398,457 | -           | -            | -      |
| 金銭の信託             | 100,000    | -           | -            | -      |
| 未収委託者報酬           | 10,296,453 | -           | -            | -      |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |             |              |        |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |              |        |
| 投資信託              | 1,960,318  | 5,652,257   | 4,813,929    | 27,375 |
| 合計                | 68,755,228 | 5,652,257   | 4,813,929    | 27,375 |

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

|                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超   |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金            | 56,803,388 | -           | -            | -      |
| 金銭の信託             | 2,300,000  | -           | -            | -      |
| 未収委託者報酬           | 13,216,357 | -           | -            | -      |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |             |              |        |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |              |        |
| 投資信託              | 2,001      | 8,412,286   | 3,123,026    | 11,398 |
| 合計                | 72,321,747 | 8,412,286   | 3,123,026    | 11,398 |

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額(千円)    |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | -                | -            | -         |
|                      | 債券  | -                | -            | -         |
|                      | その他 | 9,859,345        | 8,694,010    | 1,165,334 |
|                      | 小計  | 9,859,345        | 8,694,010    | 1,165,334 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | -                | -            | -         |
|                      | 債券  | -                | -            | -         |
|                      | その他 | 8,874,369        | 10,037,087   | 1,162,718 |
|                      | 小計  | 8,874,369        | 10,037,087   | 1,162,718 |
| 合計                   |     | 18,733,714       | 18,731,098   | 2,616     |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額(千円)    |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | -                | -            | -         |
|                      | 債券  | -                | -            | -         |
|                      | その他 | 14,810,957       | 11,362,471   | 3,448,485 |
|                      | 小計  | 14,810,957       | 11,362,471   | 3,448,485 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | -                | -            | -         |
|                      | 債券  | -                | -            | -         |
|                      | その他 | 6,076,354        | 6,207,447    | 131,093   |
|                      | 小計  | 6,076,354        | 6,207,447    | 131,093   |
| 合計                   |     | 20,887,311       | 17,569,919   | 3,317,392 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 3.売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

| 種類  | 売却額（千円）   | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式  | 8,940     | -           | 15,060      |
| 債券  | -         | -           | -           |
| その他 | 2,035,469 | 174,842     | 60,903      |
| 合計  | 2,044,409 | 174,842     | 75,963      |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

| 種類  | 売却額（千円）   | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式  | -         | -           | -           |
| 債券  | -         | -           | -           |
| その他 | 5,747,529 | 2,007,655   | 51,737      |
| 合計  | 5,747,529 | 2,007,655   | 51,737      |

## 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                  | 第35期<br>(自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日) | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高      | 3,712,289 千円                         | 3,718,736 千円                        |
| 勤務費用             | 204,225                              | 203,106                             |
| 利息費用             | 17,557                               | 19,110                              |
| 数理計算上の差異の<br>発生額 | 52,430                               | 18,826                              |
| 退職給付の支払額         | 162,904                              | 192,890                             |
| 過去勤務費用の発生額       | -                                    | -                                   |
| 退職給付債務の期末残高      | 3,718,736                            | 3,729,235                           |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                  | 第35期<br>(自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日) | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 年金資産の期首残高        | 2,666,937 千円                         | 2,460,824 千円                        |
| 期待運用収益           | 47,757                               | 44,130                              |
| 数理計算上の差異の<br>発生額 | 164,633                              | 304,281                             |
| 事業主からの拠出額        | 51,282                               | -                                   |
| 退職給付の支払額         | 140,518                              | 159,390                             |
| 年金資産の期末残高        | 2,460,824                            | 2,649,846                           |

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 積立型制度の<br>退職給付債務    | 2,969,807 千円          | 2,810,893 千円          |
| 年金資産                | 2,460,824             | 2,649,846             |
|                     | 508,982               | 161,046               |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 748,929               | 918,342               |
| 未積立退職給付債務           | 1,257,911             | 1,079,388             |
| 未認識数理計算上の差異         | 203,136               | 161,333               |
| 未認識過去勤務費用           | 419,405               | 354,043               |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 635,370               | 886,678               |
| 退職給付引当金             | 1,010,401             | 1,145,514             |
| 前払年金費用              | 375,031               | 258,835               |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 635,370               | 886,678               |

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                     | 第35期<br>(自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日) | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 勤務費用                | 204,225 千円                           | 203,106 千円                          |
| 利息費用                | 17,557                               | 19,110                              |
| 期待運用収益              | 47,757                               | 44,130                              |
| 数理計算上の差異の<br>費用処理額  | 24,035                               | 41,361                              |
| 過去勤務費用の費用処理額        | 65,361                               | 65,361                              |
| その他                 | 6,427                                | 44,446                              |
| 確定給付制度に係る<br>退職給付費用 | 269,848                              | 329,255                             |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|     | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 債券  | 64.7 %                | 62.7 %                |
| 株式  | 32.3                  | 35.4                  |
| その他 | 3.0                   | 1.9                   |
| 合計  | 100                   | 100                   |

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

|  | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|--|-----------------------|-----------------------|
|--|-----------------------|-----------------------|

|           |             |             |
|-----------|-------------|-------------|
| 割引率       | 0.095～0.52% | 0.051～0.59% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8%    | 1.5～1.8%    |

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

（税効果会計関係）

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               | 第35期<br>(令和2年3月31日現在) | 第36期<br>(令和3年3月31日現在) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産        |                       |                       |
| 減損損失          | 427,046千円             | 418,394千円             |
| 投資有価証券評価損     | 226,322               | 188,859               |
| 未払事業税         | 117,461               | 180,263               |
| 賞与引当金         | 285,842               | 285,801               |
| 役員賞与引当金       | 19,703                | 25,472                |
| 役員退職慰労引当金     | 40,046                | 36,112                |
| 退職給付引当金       | 309,384               | 350,756               |
| 減価償却超過額       | 96,767                | 68,024                |
| 委託者報酬         | 213,044               | 209,938               |
| 長期差入保証金       | 40,180                | 48,639                |
| 時効後支払損引当金     | 73,124                | 75,149                |
| 連結納税適用による時価評価 | 57,656                | 38,873                |
| その他           | 123,248               | 87,023                |
| 繰延税金資産 小計     | 2,029,829             | 2,013,308             |
| 評価性引当額        | -                     | -                     |
| 繰延税金資産 合計     | 2,029,829             | 2,013,308             |
| 繰延税金負債        |                       |                       |
| 前払年金費用        | 114,834               | 79,225                |
| 連結納税適用による時価評価 | 1,260                 | 1,203                 |
| その他有価証券評価差額金  | 801                   | 1,015,785             |
| その他           | 109                   | 101                   |
| 繰延税金負債 合計     | 117,005               | 1,096,346             |
| 繰延税金資産の純額     | 1,912,824             | 916,962               |

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

#### [セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるた

め、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

### （１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### （２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

### 1.関連当事者との取引

#### （１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称                       | 所在地             | 資本金              | 事業の内容       | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                     | 取引金額<br>(注4)    | 科目     | 期末残高<br>(注4)    |
|-----|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJ<br>フィナンシャル・<br>グループ | 東京都<br>千代田<br>区 | 2,141,513<br>百万円 | 銀行持株<br>会社業 | 被所有<br>間接<br>100.0%    | 連結納税                                          | 連結納税に伴う支払<br>(注1)         | 3,030,180<br>千円 | その他未払金 | 3,029,426<br>千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ<br>信託銀行(株)             | 東京都<br>千代田<br>区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、<br>銀行業 | 被所有<br>直接<br>100.0%    | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>(注2) | 5,234,629<br>千円 | 未払手数料  | 712,210<br>千円   |
|     |                              |                 |                  |             |                        | 投資の助言<br><br>役員の兼任                            | 投資助言料<br>(注3)             | 583,270<br>千円   | 未払費用   | 302,681<br>千円   |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称                       | 所在地             | 資本金              | 事業の内容       | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                     | 取引金額<br>(注4)    | 科目     | 期末残高<br>(注4)    |
|-----|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJ<br>フィナンシャル・<br>グループ | 東京都<br>千代田<br>区 | 2,141,513<br>百万円 | 銀行持株<br>会社業 | 被所有<br>間接<br>100.0%    | 連結納税                                          | 連結納税に伴う支払<br>(注1)         | 3,492,898<br>千円 | その他未払金 | 3,425,136<br>千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ<br>信託銀行(株)             | 東京都<br>千代田<br>区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、<br>銀行業 | 被所有<br>直接<br>100.0%    | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>(注2) | 5,128,270<br>千円 | 未払手数料  | 772,495<br>千円   |
|     |                              |                 |                  |             |                        | 投資の助言<br><br>役員の兼任                            | 投資助言料<br>(注3)             | 523,327<br>千円   | 未払費用   | 290,120<br>千円   |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- ２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- ３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- ４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

| 種類          | 会社等の名称             | 所在地     | 資本金              | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                             | 取引の内容                 | 取引金額<br>(注3)     | 科目     | 期末残高<br>(注3)     |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-------|------------------------|-------------------------------------------|-----------------------|------------------|--------|------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行           | 東京都千代田区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業   | なし                     | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等<br><br>取引銀行 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 4,073,855<br>千円  | 未払手数料  | 697,109<br>千円    |
|             |                    |         |                  |       |                        |                                           | コーラブル預金の払戻（注2）        | 20,000,000<br>千円 |        |                  |
|             |                    |         |                  |       |                        |                                           | コーラブル預金の預入（注2）        | 20,000,000<br>千円 | 現金及び預金 | 20,000,000<br>千円 |
|             |                    |         |                  |       |                        |                                           | コーラブル預金に係る受取利息（注2）    | 4,126<br>千円      | 未収収益   | 997<br>千円        |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500<br>百万円    | 証券業   | なし                     | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等             | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 5,714,501<br>千円  | 未払手数料  | 944,351<br>千円    |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

| 種類          | 会社等の名称   | 所在地     | 資本金              | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                 | 取引の内容                 | 取引金額<br>(注3)    | 科目    | 期末残高<br>(注3)  |
|-------------|----------|---------|------------------|-------|------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業   | なし                     | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 3,729,785<br>千円 | 未払手数料 | 764,501<br>千円 |

|             |                                |                 |               |     |    |                                               |                                   |                 |       |                 |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-----|----|-----------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ<br>モルガン・<br>スタンレー<br>証券㈱ | 東京都<br>千代田<br>区 | 40,500<br>百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の<br>募集の取扱及び<br>投資信託に係る<br>事務代行の委託<br>等 | 投資信託に係る事務代<br>行手数料<br>の支払<br>(注1) | 5,655,482<br>千円 | 未払手数料 | 1,193,245<br>千円 |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-----|----|-----------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|-------|-----------------|

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

## （1株当たり情報）

|              | 第35期<br>(自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日) | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) |
|--------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 377,741.17円                          | 393,827.09円                         |
| 1株当たり当期純利益金額 | 44,678.80円                           | 49,916.36円                          |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 第35期<br>(自 平成31年4月1日<br>至 令和2年3月31日) | 第36期<br>(自 令和2年4月1日<br>至 令和3年3月31日) |
|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円）        | 9,453,186                            | 10,561,354                          |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）   | -                                    | -                                   |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 9,453,186                            | 10,561,354                          |
| 普通株式の期中平均株式数（株）    | 211,581                              | 211,581                             |

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間  
(令和3年9月30日現在)

## (資産の部)

## 流動資産

|         |            |
|---------|------------|
| 現金及び預金  | 48,742,270 |
| 有価証券    | 1,291,000  |
| 前払費用    | 682,143    |
| 未収入金    | 166,605    |
| 未収委託者報酬 | 15,228,560 |
| 未収収益    | 694,402    |
| 金銭の信託   | 5,301,000  |
| その他     | 226,759    |

|            |   |            |
|------------|---|------------|
| 流動資産合計     |   | 72,332,741 |
| 固定資産       |   |            |
| 有形固定資産     |   |            |
| 建物         | 1 | 527,772    |
| 器具備品       | 1 | 1,371,778  |
| 土地         |   | 628,433    |
| 有形固定資産合計   |   | 2,527,984  |
| 無形固定資産     |   |            |
| 電話加入権      |   | 15,822     |
| ソフトウェア     |   | 4,217,271  |
| ソフトウェア仮勘定  |   | 1,478,970  |
| 無形固定資産合計   |   | 5,712,064  |
| 投資その他の資産   |   |            |
| 投資有価証券     |   | 14,943,458 |
| 関係会社株式     |   | 320,136    |
| 投資不動産      | 1 | 813,041    |
| 長期差入保証金    |   | 531,230    |
| 前払年金費用     |   | 224,272    |
| 繰延税金資産     |   | 733,199    |
| その他        |   | 45,230     |
| 貸倒引当金      |   | 23,600     |
| 投資その他の資産合計 |   | 17,586,969 |
| 固定資産合計     |   | 25,827,017 |
| 資産合計       |   | 98,159,759 |

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

|           |   |            |
|-----------|---|------------|
| (負債の部)    |   |            |
| 流動負債      |   |            |
| 預り金       |   | 663,405    |
| 未払金       |   |            |
| 未払収益分配金   |   | 187,200    |
| 未払償還金     |   | 7,418      |
| 未払手数料     |   | 6,029,978  |
| その他未払金    |   | 2,623,176  |
| 未払費用      |   | 5,348,002  |
| 未払消費税等    | 2 | 757,223    |
| 未払法人税等    |   | 702,806    |
| 賞与引当金     |   | 924,214    |
| 役員賞与引当金   |   | 65,985     |
| その他       |   | 5,517      |
| 流動負債合計    |   | 17,314,927 |
| 固定負債      |   |            |
| 長期未払金     |   | 10,800     |
| 退職給付引当金   |   | 1,204,214  |
| 役員退職慰労引当金 |   | 117,938    |
| 時効後支払損引当金 |   | 256,262    |
| 固定負債合計    |   | 1,589,215  |
| 負債合計      |   | 18,904,143 |

(純資産の部)

|      |  |           |
|------|--|-----------|
| 株主資本 |  |           |
| 資本金  |  | 2,000,131 |

|          |            |
|----------|------------|
| 資本剰余金    |            |
| 資本準備金    | 3,572,096  |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計  | 44,732,712 |
| 利益剰余金    |            |
| 利益準備金    | 342,589    |
| その他利益剰余金 |            |
| 別途積立金    | 6,998,000  |
| 繰越利益剰余金  | 23,330,110 |
| 利益剰余金合計  | 30,670,700 |
| 株主資本合計   | 77,403,544 |

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

|              |            |
|--------------|------------|
| 評価・換算差額等     |            |
| その他有価証券評価差額金 | 1,852,071  |
| 評価・換算差額等合計   | 1,852,071  |
| 純資産合計        | 79,255,616 |
| 負債純資産合計      | 98,159,759 |

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日

至 令和3年9月30日)

|           |            |
|-----------|------------|
| 営業収益      |            |
| 委託者報酬     | 39,061,243 |
| 投資顧問料     | 1,319,230  |
| その他営業収益   | 7,249      |
| 営業収益合計    | 40,387,723 |
| 営業費用      |            |
| 支払手数料     | 15,372,436 |
| 広告宣伝費     | 277,284    |
| 公告費       | 250        |
| 調査費       |            |
| 調査費       | 1,187,915  |
| 委託調査費     | 7,042,637  |
| 事務委託費     | 653,911    |
| 営業雑経費     |            |
| 通信費       | 75,781     |
| 印刷費       | 194,857    |
| 協会費       | 25,068     |
| 諸会費       | 9,036      |
| 事務機器関連費   | 1,066,190  |
| その他営業雑経費  | 649        |
| 営業費用合計    | 25,906,022 |
| 一般管理費     |            |
| 給料        |            |
| 役員報酬      | 202,454    |
| 給料・手当     | 2,828,313  |
| 賞与引当金繰入   | 924,214    |
| 役員賞与引当金繰入 | 65,985     |
| 福利厚生費     | 637,293    |
| 交際費       | 2,635      |

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 旅費交通費     |   | 12,678    |
| 租税公課      |   | 232,446   |
| 不動産賃借料    |   | 364,289   |
| 退職給付費用    |   | 195,737   |
| 固定資産減価償却費 | 1 | 969,675   |
| 諸経費       |   | 193,083   |
| 一般管理費合計   |   | 6,628,807 |
| 営業利益      |   | 7,852,893 |

(単位：千円)

## 第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日

至 令和3年9月30日)

|              |   |           |
|--------------|---|-----------|
| 営業外収益        |   |           |
| 受取配当金        |   | 203,195   |
| 受取利息         |   | 2,567     |
| 投資有価証券償還益    |   | 753,216   |
| 収益分配金等時効完成分  |   | 136,491   |
| 受取賃貸料        |   | 32,904    |
| その他          |   | 4,621     |
| 営業外収益合計      |   | 1,132,996 |
| 営業外費用        |   |           |
| 投資有価証券償還損    |   | 62        |
| 時効後支払損引当金繰入  |   | 21,921    |
| 事務過誤費        |   | 66,316    |
| 賃貸関連費用       | 1 | 7,921     |
| その他          |   | 7,123     |
| 営業外費用合計      |   | 103,345   |
| 経常利益         |   | 8,882,544 |
| 特別利益         |   |           |
| 投資有価証券売却益    |   | 522,323   |
| 特別利益合計       |   | 522,323   |
| 特別損失         |   |           |
| 投資有価証券売却損    |   | 8,073     |
| 投資有価証券評価損    |   | 36,558    |
| 固定資産除却損      |   | 7,408     |
| 特別損失合計       |   | 52,039    |
| 税引前中間純利益     |   | 9,352,828 |
| 法人税、住民税及び事業税 |   | 2,700,962 |
| 法人税等調整額      |   | 172,220   |
| 法人税等合計       |   | 2,873,183 |
| 中間純利益        |   | 6,479,644 |

## (3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(単位：千円)

|                      | 株主資本      |           |              |             |           |           |             |             | 株主資本合計     |
|----------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                      | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |           |             |             |            |
|                      |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                      |           |           |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  | 342,589   | 6,998,000 | 26,951,289  | 34,291,879  | 81,024,723 |
| 会計方針の変更<br>による累積的影響額 |           |           |              |             |           |           | 475,687     | 475,687     | 475,687    |

|                       |           |           |            |            |         |           |            |            |            |
|-----------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 27,426,976 | 34,767,566 | 81,500,410 |
| 当中間期変動額               |           |           |            |            |         |           |            |            |            |
| 剰余金の配当                |           |           |            |            |         |           | 10,576,511 | 10,576,511 | 10,576,511 |
| 中間純利益                 |           |           |            |            |         |           | 6,479,644  | 6,479,644  | 6,479,644  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） |           |           |            |            |         |           |            |            |            |
| 当中間期変動額合計             | —         | —         | —          | —          | —       | —         | 3,621,178  | 3,621,178  | 3,621,178  |
| 当中間期末残高               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 23,330,110 | 30,670,700 | 77,403,544 |

|                       | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計      |
|-----------------------|----------------------|----------------|------------|
|                       | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                 | 2,301,606            | 2,301,606      | 83,326,329 |
| 会計方針の変更による累積的影響額      |                      |                | 475,687    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 2,301,606            | 2,301,606      | 83,802,017 |
| 当中間期変動額               |                      |                |            |
| 剰余金の配当                |                      |                | 10,576,511 |
| 中間純利益                 |                      |                | 6,479,644  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 449,534              | 449,534        | 449,534    |
| 当中間期変動額合計             | 449,534              | 449,534        | 4,070,713  |
| 当中間期末残高               | 1,852,071            | 1,852,071      | 79,255,616 |

## [重要な会計方針]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

## (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

## 〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

た。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### [注記事項]

##### （中間貸借対照表関係）

###### 1 減価償却累計額

|       | 第37期中間会計期間<br>（令和3年9月30日現在） |
|-------|-----------------------------|
| 建物    | 661,109千円                   |
| 器具備品  | 1,743,773千円                 |
| 投資不動産 | 154,845千円                   |

###### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

##### （中間損益計算書関係）

###### 1 減価償却実施額

|        | 第37期中間会計期間<br>（自 令和3年4月1日<br>至 令和3年9月30日） |
|--------|-------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 241,452千円                                 |
| 無形固定資産 | 728,222千円                                 |
| 投資不動産  | 3,012千円                                   |

##### （中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当中間会計期間<br>増加株式数（株） | 当中間会計期間<br>減少株式数（株） | 当中間会計期間末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 |                   |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 211,581           | -                   | -                   | 211,581            |
| 合計    | 211,581           | -                   | -                   | 211,581            |

## 2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |              |
|----------|--------------|
| 配当金の総額   | 10,576,511千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額 | 49,988円      |
| 基準日      | 令和3年3月31日    |
| 効力発生日    | 令和3年6月29日    |

（リース取引関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |             |
|-----|-------------|
| 1年内 | 709,808千円   |
| 1年超 | 354,904千円   |
| 合 計 | 1,064,712千円 |

（金融商品関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

|            | 中間貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)     | 差額(千円) |
|------------|--------------------|------------|--------|
| (1) 有価証券   | 1,291,000          | 1,291,000  | -      |
| (2) 金銭の信託  | 5,301,000          | 5,301,000  | -      |
| (3) 投資有価証券 | 14,912,098         | 14,912,098 | -      |
| 資産計        | 21,504,098         | 21,504,098 | -      |

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

## 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価（千円） |           |      |           |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 金銭の信託 | -      | 5,301,000 | -    | 5,301,000 |
| 資産計   | -      | 5,301,000 | -    | 5,301,000 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## （有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

|                                    | 種類  | 中間貸借対照表<br>計上額（千円） | 取得原価<br>（千円） | 差額（千円）    |
|------------------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表<br>計上額が取得原<br>価を超えるもの      | 株式  | -                  | -            | -         |
|                                    | 債券  | -                  | -            | -         |
|                                    | その他 | 18,010,889         | 15,246,038   | 2,764,851 |
|                                    | 小 計 | 18,010,889         | 15,246,038   | 2,764,851 |
| 中間貸借対照表<br>計上額が取得原<br>価を超えないも<br>の | 株式  | -                  | -            | -         |
|                                    | 債券  | -                  | -            | -         |
|                                    | その他 | 3,493,209          | 3,588,600    | 95,390    |
|                                    | 小 計 | 3,493,209          | 3,588,600    | 95,390    |
| 合 計                                |     | 21,504,098         | 18,834,638   | 2,669,460 |

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、

取得価額5,300,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、  
上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## （収益認識関係）

## 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                      | 第37期中間会計期間<br>(令和3年9月30日現在) |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 1株当たり純資産額                            | 374,587.58円                 |
| (算定上の基礎)                             |                             |
| 純資産の部の合計額(千円)                        | 79,255,616                  |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)                 | 79,255,616                  |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた<br>中間期末の普通株式の数(株) | 211,581                     |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 第37期中間会計期間<br>(自 令和3年4月1日<br>至 令和3年9月30日) |
|--------------------|-------------------------------------------|
| 1株当たり中間純利益金額       | 30,624.88円                                |
| (算定上の基礎)           |                                           |
| 中間純利益金額(千円)        | 6,479,644                                 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)   | -                                         |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 6,479,644                                 |
| 普通株式の期中平均株式数(株)    | 211,581                                   |

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

## (1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2021年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## ( 2 ) 販売会社

| 名称                    | 資本金の額<br>( 2021年 9 月末現在 )           | 事業の内容                         |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行           | 1,711,958 百万円<br>( 2022年 3 月31日現在 ) | 銀行業務を営んでいます。                  |
| 株式会社池田泉州銀行            | 61,385 百万円                          | 銀行業務を営んでいます。                  |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社         | 324,279 百万円                         | 銀行業務および信託業務を営んでいます。           |
| アイザワ証券株式会社            | 3,000 百万円<br>( 2021年10月 1 日現在 )     | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| auカブコム証券株式会社          | 7,196 百万円<br>( 2021年12月31日現在 )      | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 池田泉州ＴＴ証券株式会社          | 1,250 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 今村証券株式会社              | 857 百万円                             | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社ＳＢＩ証券             | 48,323 百万円<br>( 2022年 3 月31日現在 )    | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三証券株式会社              | 5,000 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 極東証券株式会社              | 5,251 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岩井コスモ証券株式会社           | 13,500 百万円                          | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ちばぎん証券株式会社            | 4,374 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社              | 17,495 百万円<br>( 2021年12月10日現在 )     | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社            | 6,000 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 内藤証券株式会社              | 3,002 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 第四北越証券株式会社            | 600 百万円                             | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社          | 10,000 百万円                          | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 浜銀ＴＴ証券株式会社            | 3,307 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ばんせい証券株式会社            | 1,558 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 松井証券株式会社              | 11,945 百万円                          | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 丸三証券株式会社              | 10,000 百万円                          | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三にいがた証券株式会社          | 852 百万円                             | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 豊証券株式会社               | 2,540 百万円                           | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円                          | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

### 3【資本関係】

#### <訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年9月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

#### <訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年3月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和4年4月27日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪチャイナオープンの令和3年9月22日から令和4年3月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪチャイナオープンの令和4年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年9月22日から令和4年3月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 青木裕晃印 |
|--------------------|-------|-------|

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤鉄也印 |
|--------------------|-------|-------|

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。